一一四八―種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　二五　159　二三
一一六七　内水面漁業の振興に関する基本的な方針を変更する件　二五　159　二四
一一六八―一一七五　保安林の指定施業要件を変更する件　二六　二
一一七六　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　二六　160　一
一一七七　〃　保安林の指定を解除する件　二八　四
一一七八―一一七九　〇経済産業省　産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件　二八　六
一一四二　産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件の一部を改正する件　一　143　五二
一一四三　産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する件　一　五
一一四四　特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示　八　149　二五
一一四五　産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件　一三　八
一一四六　保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示　一五　四
一一四七　中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件　一五　五
一一四八　旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値　二一　六
一一四九　旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値　二二　六
一一五〇　ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値の一部を改正する件　二二　七
一一五一　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針　二二　七
一一五二　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件　二七　五
八　〇経済産業省、環境省　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件　二九　六
九　〇特　許　庁　特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　五
一二二　高速自動車国道に関する件　一　六
一二三八　平取ダムの建設が完了した件　一　143　五二
一二三九　国土調査の実施に関する公示　四　六
一二四〇　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　六　二
一二四一　建築基準法第六十条第二項の歩廊の柱その他これに類するものを指定する件　六　二
一二四二　砂防法第二条の土地を指定する件　六　三
一二四三　高速自動車国道に関する件　八　三
一二四四―一二四七　砂防法第二条の土地を指定する件　一三　八
一二四八　福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　一四　六
一二四九　船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定をした件　一四　六
一二五〇―一二五一　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　一四　六
一二五二―一二五三　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　一四　六
一二五四―一二五五　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一九　七
一二五六　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　七
一二五七　直轄砂防工事を施行する件　一九　七
一二五八　船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定をした件　一九　七
一二五九　河川法の規定により一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更する件　二二　七
一二六〇　河川法の規定により指定区間を変更する件　二二　八
一二六一―一二六六　砂防法第二条の土地を指定する件　二二　八
一二六七　特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件　二五　四
一二六八―一二六九　船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件　二五　六
一二七〇―一二七三　地すべり防止区域を指定する件　二八　六
一二七四　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　六
一二七五　宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件　二八　七
一二七六　既存住宅状況調査技術者講習登録規程により既存住宅状況調査技術者講習実施機関の講習委員を変更した件　二八　七
一二七七―一二八〇　高速自動車国道に関する件　二八　七
一二八一　新潟空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二八　163　四一
一二八二　つくばヘリポートの設置許可申請があった件　二八　163　四二
一二八三　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　二九　六
一二八四　名古屋飛行場の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二九　164　二九
一二八五―一二八八　船員となろうとする者に関して、国土交通大臣が定める就職促進手当等の算定方法を定める件　二九　164　二九